



報道関係者各位

エコマーク「カーシェアリング」認定基準を制定

(財)日本環境協会 エコマーク事務局 (住所:東京都中央区、理事長:森嶋 昭夫)では、新たに2012年6月5日付で、**エコマーク商品類型 No.502 「カーシェアリング Version1」**認定基準を制定しました。同日より、エコマーク認定取得の申し込み受付を開始します。

「カーシェアリング Version1」認定基準について

カーシェアリングは、原則マイカーを所有しない複数の会員が自動車を共同で所有・利用するシステムで、自家用自動車の台数を減らし、さらに電気自動車やハイブリッド車などのエコカーを利用することで、地球温暖化の防止、地球のエネルギー消費量の削減、交通渋滞の緩和などにつながります。また、消費者のライフスタイルを転換させるものとして、エコマークで認定基準を策定する意義が大きいことより、新規商品類型として取り上げて検討を行ってきました。

「カーシェアリング Version1」認定基準は、カーシェアリングをより普及させることを第一義に、環境に配慮した自動車の導入や利便性など基本的な要件を必須項目とした上で、多様な取り組みを柔軟に評価できるように推奨項目を設定し、必須項目と加算ポイントの合計値による審査を行う内容としています。主な認定基準項目は以下のとおりです。

保有自動車における JC08 モード/2015 年度燃費基準適合自動車・低排出認定車(平成17年排ガス基準 75%低減・4つ星)の割合に関する基準

設備(電気自動車等の充電設備、カーナビゲーションシステムの装備、ステーションの照明など)に関する基準

事業運営(稼働率、利便性、公共交通機関等と連携)に関する基準

ユーザへの情報提供(エコドライブの推奨、自動車の適切な利用等)に関する基準

事業者の環境配慮(自動車整備、自動車保険等)に関する基準

認定基準などについては、エコマーク事務局ホームページで公開しています。

(<http://www.ecomark.jp/criteria/502.html>)

以上

< 本件に関するお問い合わせ > 財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
:03-5643-6253 E-mail: ecomark@japan.email.ne.jp

< エコマークについて >

国際標準化機構の規格ISO14024「タイプ 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989年に創設され(財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。URL: <http://www.ecomark.jp/>